

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.013

<p><b>処 分 名</b></p>	<p>道路内建築（公共歩廊等の建築）の許可</p>
<p><b>処 分 の 概 要</b></p>	<p>建築基準法第44条第1項により、建築物(地盤面下に設ける建築物を除く)又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないと定められていますが、建築基準法第44条第1項第4号に定める、公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、制限を緩和することができるというものです。</p>
<p><b>根拠法令等・条項</b></p>	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号                  建築基準法施行令（昭和25年建設省令第338号）第145条第2項・3項</p>
<p><b>審 査 基 準</b></p>	<p>道路の上空に於ける通路の許可基準</p> <p>1 通則</p> <p>(1) 道路の上空に於ける渡り廊下その他の道路(以下「通路」という。)は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。</p> <p>(2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのあるものであってはならない。</p> <p>(3) 通路は、たとえ臨時的であつても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。</p> <p>(4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであってはならない。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。</p> <p>(5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。</p> <p>(6) 通路の規模は、常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際避難する人数に応じて最小限度とすることとし、その階数は一とし、その有効幅員は6m以下としなければならない。</p> <p>(7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。</p> <p>(8) 各機関は、通路を設けようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障があると認めるときは、所要の制限を附加するものとする。</p>

(9) 上記基準をそのまま適用する必要がないと特定行政庁が認めるときは、基準の一部を変更して実施し、又は、その一部の適用を除外することができるものとする。

## 2 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 通路は、同一建築物について1箇とすること。ただし、建築物の用途及び規模によりやむを得ないと認められる場合においては、建築基準法施行令第145条第2項第1号又は第3号に該当するもの1箇、同項第2号に該当するもの1箇、計2箇とすることができる。

(2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、(ロ)の水平距離を縮小することができる。

(イ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所

(ロ) 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所

## 3 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 通路を設ける建築物から5m以内にある通路の床、柱(通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。)及びはりは耐火構造とすること。

(ロ) 通路と通路を設ける建築物との間には随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

(ハ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。

(ニ) 通路には、適当な排煙の措置を講ずること。

(2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ(5.5m程度以上)とすること。

(3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状に応じて、適当な構造とすること。

(5) 構造計算をする場合、建築基準法その他構造関係基準に適合すること。また、道路上空占用建築物であるため、構造体の耐震性能の向上を図るべき施設とし、重要度係数1.25の割増を行うものとする。

(6) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

(7) 通路には、適当な雨どい等の設備を設けること。

(8) 通路の外部には、恒久的であると臨時的であるとを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

## 4 その他

	<p>この許可基準をそのまま適用する必要がないと特定行政庁が認めたときは、基準の一部を変更して実施し、又は、その一部の適用を除外することができるものとする。</p>
<b>標準処理期間</b>	34日
<b>設定年月日</b>	平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日）
<b>申請時期</b>	随時
<b>申請方法</b>	本庁4階建築課窓口への提出
<b>備考</b>	・申請手数料：一件につき 160,000円

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■ 建築基準法

(道路内の建築制限)

**第四十四条**

一～三 省略

四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

■ 建築基準法施行令

(道路内に建築することができる建築物に関する基準等)

**第一百四十五条**

2 法第四十四条第一項第四号の規定により政令で定める建築物は、道路(高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。以下この項において同じ。)、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみ交通の用に供するものを除く。)の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている建築物に設けられるもの、高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみ交通の用に供する道路の上空に設けられる建築物、高架の道路の路面下に設けられる建築物並びに自動車のみ交通の用に供する道路に設けられる建築物である休憩所、給油所及び自動車修理所(高度地区、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみ交通の用に供する道路の上空に設けられるもの及び高架の道路の路面下に設けられるものを除く。)とする。

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

- 一 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
  - 二 建築物の五階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
  - 三 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの
- 3 前項の建築物のうち、道路の上空に設けられるものの構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。
  - 二 屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。
  - 三 道路の上空に設けられる建築物が渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物である場合においては、その側面には、床面からの高さが一・五メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが一・五メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。